平成２２年（フ）第１３１号
富山市神通町３丁目６番５号
債務者　飯野　弘之
1　決定年月日時　平成22年６月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月18日まで
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１３２号
富山市杉谷330番地、前住所富山市大町21番地１　レオパレスアミスターＮＩＳＨＩＮＯ206号
債務者　谷本　諭微
1　決定年月日時　平成22年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月18日まで
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１３４号
富山市大町26番地２　あけぼのマンション205号
債務者　吉田　鋭一
1　決定年月日時　平成22年６月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月18日まで
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１４２号
富山市豊島町２番24―204号　県営住宅
債務者　西川紀美代
1　決定年月日時　平成22年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月18日まで
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１１２号
神奈川県横浜市青葉区藤が丘２丁目41番地43102
債務者　布施　武雄
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月19日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第１１３号
千葉県松戸市西馬橋１丁目13番地の10
債務者　布施　幸子
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月19日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第３３２号
千葉県柏市豊四季141番地61　アンビシャス豊四季303号
債務者　紫垣　友子
1　決定年月日時　平成22年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月19日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第３３５号
千葉県柏市松葉町１丁目19番地１棟502号
債務者　古泉　和子
1　決定年月日時　平成22年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月19日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第３４４号
千葉県流山市東初石３丁目111番地の１
ウッドパーク初石Ｅ―403
債務者　大川　　昭
1　決定年月日時　平成22年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月19日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第３４６号
千葉県松戸市常盤平４丁目15番地　常盤平公団住宅Ｅ街区41棟102号
債務者　高橋裕美子
1　決定年月日時　平成22年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月19日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第３５０号
千葉県流山市江戸川台西２丁目214番地フアミリーコーポＢ
債務者　関　　幸男
1　決定年月日時　平成22年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月19日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第３５３号
千葉県松戸市高塚新田156番地の15グリーンコーポ板橋102号
債務者　江口　彩子
1　決定年月日時　平成22年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月19日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第３５８号
千葉県松戸市東平賀492番地の２
債務者　水戸　奈美（旧姓伊藤）
1　決定年月日時　平成22年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月19日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第３５９号
千葉県我孫子市中峠1802番地の３
債務者　高見俊一郎
1　決定年月日時　平成22年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月19日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第３６１号
千葉県柏市大井934番地２　７―201号
債務者　吉田　芳子
1　決定年月日時　平成22年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月19日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第３６５号
千葉県松戸市新松戸１丁目230番地
債務者　赤沼久美子（旧姓岩井）
1　決定年月日時　平成22年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月19日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第３６９号
千葉県野田市船形725番地
債務者　鈴木　政彦
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月19日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部